

日本原子力研究開発機構 令和2年度第1回
 工事契約に関する入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和3年1月26日(火) 機構本部会議室(リモート会議)	
委員	委員長:宮本 満(社会福祉法人理事) 委員:金 利昭(大学教授) 委員:武田 彩織(弁護士)	
審議対象期間	令和元年10月1日~令和2年9月30日	
抽出案件(合計)	3件	備考) 抽出案件の個別審議については、別紙のとおり。
工事(小計)	2件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	0件	
一般競争入札(上記工事を除く)	2件	
指名競争入札	0件	
随意契約	0件	
設計・コンサルティング業務(小計)	1件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	0件	
一般競争入札	0件	
随意契約(確認公募)	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	
	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件

番号	契約種別	契約方式	建設工事及び設計・コンサルティング業務
(1)	建設工事	一般競争入札	環境技術開発センター耐震補強工事
(2)	建設工事	一般競争入札	02アトムプラザ防水改修工事
(3)	設計・コンサルティング業務	随意契約(確認公募)	R2サイクル研HAW周辺地盤改良調整設計

意見・質問	回答
<p>1. 日本原子力研究開発機構において発注した建設工事について（事務局より説明）</p> <p>・特になし</p> <p>2. 日本原子力研究開発機構において発注した設計・コンサルティング業務について（事務局より説明）</p> <p>・特になし</p> <p>3. 指名停止等の措置状況について（事務局より説明）</p> <p>・特になし</p>	

意見・質問	回答
<p>4. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議</p> <p>(1) 環境技術開発センター耐震補強工事【一者応札】【一者応札】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格確認申請書を2者が提出した後、そのうちの1者が辞退した理由は。 ・一者応札になった理由として「新たな工事受注に応えられる受注体制が整っている業者が少なかったと推察」としているが、大洗、東海地区で工事の実績を有する会社は何社ぐらいあるのか。 ・マスダ塗装店は工事実績が十分にある者だったのか。 <p>(2) 02アトムプラザ防水改修工事【低入札】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一番安値の札を入れた者が辞退した理由は。 ・敦賀市での工事案件の発注が例年に比べて少ない状況にあり、工事業者は工事を確実に受注したいとの意向より経営の合理化等を図り、低入札調査基準価格を下回る価格で入札に参加したとのことだが、「仕事が少ないこと」と「経営の合理化」はどこで結びつのか。 ・今回は予定価格と応札額に開きが出たが、通常の時期であれば積算は妥当と考えればよいのか。 ・予定価格はいくらだったのか。 ・応札した5者のうち4者がだいたい同じ金額で入札してきたところを見ると、予定価格を立てるにあたっての積算に問題がなかったか検証したほうがよいと思う。また、先ほどの低入札の説明では、受注者は足場をリースでなく自前で準備したりして経費の低減を図ったとのことだったが、そのあたりが4者のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・機構大洗研究所内での工事の時期が重なってしまったためと思われる。 ・企業数はそれなりの数はある。なお、今回の案件は時期的にも応札者が少ないことがあらかじめ予想されたので、前もって請求元が町内の業者を含め14者に声掛けを行った。 ・水戸市内の小学校の耐震補強工事等の実績がある。マスダ塗装という名称ではあるが建築工事も行っている業者である。 ・ヒアリングを行ったところ、足場代や外壁調査費用等を過少に見積もっており、入札金額以上の費用が発生することが判明したため辞退したとのことであった。 ・本件は防水工事であるため足場を大量に使うが、受注者（下請業者）が自前の足場を保有していたため、新たに調達する必要がなく、経費の低減が図れた。また、元請の利益も極力低減したことにより、全体的な費用の軽減策を図ったとの説明を受けている。 ・予定価格を作成した後に価格の妥当性を検証するために、複数の業者から参考見積を取っており、その金額と大きくかけ離れていなかったため、予定価格は妥当と判断した。 ・資料に記載のとおり、33,420,000円（税抜）である。 ・一般的に、積算にあたっては数社から下見積りを取っているが、防水塗装工事関係は比較的low入札の確率が高い。low入札に係るヒアリングを実施すると、機構が考えていたよりはるかに安価で材料を調達していることが多い。

<p>なさんのポイントなのか、調べるのは難しいかもしれないが、予定価格の積算に誤りがあったのではないかという視点で見ていただくとよいのではないかと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時代がそういう流れだとすると、その時の時代に合わせて見積価格あるいは積算単価を見直す必要があると思うが、どういうタイミングで行うのか。 <p>(3) R2サイクル研HAW周辺地盤改良調整設計【随意契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募公告の応募要件に、(個別審議対象説明資料の契約の経緯に記載のあった)大元の契約の技術検討の内容を細部に至るまで十分に理解していること、という条件は示したのか。 ・こういった場合の随意契約の予定価格はどのように設定しているのか。 ・今回の見積りの依頼先は日建設計シビルか。 ・先に行われている全体的な調査で図面等の納入物があると思うが、それを踏まえて詳細設計を行った場合の見積りとなっているのか。 ・特命クライテリアの3②「随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあり、契約の相手方を特定するもの」で合理性があると思う。他に、1(2)①「研究開発、実験等の成果の連続性、継続性の確保のために契約相手方が限定されるもの」も継続性の観点で可能と思う。今回の予定価格決定の経緯(日建設計シビル一社からの予備見積りをもって予定価格決定とすることは、公募公告では実際には他の設計業者が参加しづらいことを考慮すると、日建設計シビルの言い値で契約金額が決まる。)を考慮すると、特命クライテリアを使ったほうが、契約金額が合理的となるのではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積りは複数社から取っていて、必ずしも高いものだけを採用している訳ではなく、それを上回る業者の激化によって材料費等を落としているということで、ご指摘の部分に追いついていないのが現状かもしれない。今後、参考にさせていただく。 ・過年度の契約の経緯等は応募要件とはしておらず、業務実績や資格等を応募要件とした。 ・予定価格、積算価格については、業務内容を踏まえて一者に見積りを依頼しており、その見積結果を踏まえて積算価格を設定している。 ・日建設計シビルである。 ・見積りの条件として、過年度の設計を踏まえて今回の業務発注仕様書を見積依頼の際に提示した上で見積りを受領している。 ・必ずしも契約の相手先が一者とは限らず、企業によっては戦略的に応札する者もあることから、確認公募の形を取っている。
---	---

・契約額の妥当性に関して、第三者的なチェックが非常に難しいのにそれをやろうとしているような感じがしており、別の方法でもう少し妥当性が図られるような方法があったほうがよいのではないかと感じる。

・原設計があって、それを変更する時は原設計を行った者に対して変更契約で随意契約することについては、妥当性はあると考える。
・自分たちの作ったルールに縛られて一般性がなくなっているようにも思えるので、検討をお願いします。

・十分な情報が開示されることが確認公募の前提だと思うので、今回のように大元の契約があって続きがある場合は納入物がどれぐらい納められているか、そしてそれはきちんと後から入っている人に対しても前の工事をやって時と同じぐらいの情報量が与えられてということがこの確認公募の前提ではないかと思うので、そのあたりがきちんと担保されないと確認公募というものが形だけとなり逆に不合理を生んでしまうのではないかと感じた。

・その辺りの整理が難しい中で現在は競争性のある随意契約ということで確認公募の形を取っているが、ご指摘の課題については今後整理していかなければならないと感じている。

・確認公募について、今回の設計のような業務は、従来は一般競争により実施していたが、独立行政法人改革により合理的な契約の観点で確認公募の制度ができた。業務の継続性や一貫性等、特殊な要素があるものについて、相手方が一者だけだと証明できない場合は、国や会計検査院、契約監視委員会等から「設計を開示すればどこでも受注できるのではないか」と過去ご指摘をいただいております、現在は確認公募の形を取っている。なお、何度か確認公募を続けて、それで一者しかいない場合はその一者との随意契約に移行していく運用を図っている。そういった合理的な契約を行っていることを補足させていただく。

意見・質問	回答
<p>5. その他 再苦情の申立状況等 (該当なし)</p> <p>6. 講評 (審議講評要旨)</p> <p>日本原子力研究開発機構が、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに発注契約した「建設工事」及び「設計・コンサルティング業務」に係る発注契約の手続きの適格性について、抽象案件の審議を通じて審査した結果、「公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律」の趣旨に沿って適正に行われていることを確認した。(宮本委員長)</p>	